○農林水産省告示第二千百五十三号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年九月五日

農林水産大臣　郡司　彰

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Brassica rapa L. subsp. chinensis (L.) Hanelt var. parachinensis (L. H. Bailey) Hanelt x Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	はなっこりーME	山口県 山口県山口市滝町１番１号	第25116号 平成24年５月10日
〃	はなっこりーL	〃	第25117号 平成24年５月10日
Calibrachoa Llave & Lex.	Sunbelriki	サントリーフラワーズ株式会社 東京都港区芝四丁目17番５号	第24408号 平成24年３月16日
〃	Suncalkulemo	〃	第24412号 平成24年３月16日
〃	Sunbelkuche	〃	第24413号 平成24年３月16日
Cucurbita L.	忍（にん）たま	有限会社エーアンドエス 三重県名張市桔梗が丘２番町６街区36番地	第24323号 平成24年５月７日
Helleborus L.	TUTU	Eternal Plant Boijl B.V. Dwarsvaartweg 71, 8329MT Boijl, The Netherlands	第22680号 平成24年６月11日
Ipomoea batatas (L.) Lam.	金（きん）メタル	横峯雄 徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿285番地１	第22950号 平成24年５月10日
Ipomoea nil (L.) Roth	ミニスター　ピンク	高木誠 神奈川県藤沢市本鵠沼５－８－25	第24868号 平成24年５月17日
〃	ミニスター　ローズ	〃	第24869号 平成24年５月17日
Ipomoea purpurea (L.) Roth	エリーゼのために	株式会社札幌採種園 北海道札幌市白石区本通17丁目北17番１号	第24494号 平成24年５月17日
Mirabilis jalapa L.	ブリティープライト	佐藤洋次郎 茨城県牛久市上柏田四丁目37番14号	第17610号 平成24年６月５日
Solanum lycopersicum L.	TTM018	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第23633号 平成24年５月15日

○経済産業省告示第百九十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十四条の規定により、同法第三十九条に規定する登録調査機関であるアセス株式会社が確認調査を行う事業所について平成二十三年九月二十四日から次のように変更した旨の届出があったので、同法第五十条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年九月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

確認調査の業務を行う事業所の所在地の変更

変更前	アセス株式会社	岡山県岡山市北区大元上町１４－２１
変更後	アセス株式会社	岡山県岡山市南区妹尾２６１８

○経済産業省告示第百九十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので、同令第十六条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

表の委任した予算科目名の欄中「まちづくり推進対策費補助金」を「まちづくり推進対策費補助金（地域総合特区推進費補助金」に、「地域企業立地促進等事業費補助金」を「地域企業立地促進等事業費補助金（地域新成長産業群創出事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年九月五日から施行する。

○経済産業省告示第百九十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年九月五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

別表一の項中「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金」を「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金（研究開発に係るものを除く。）」に改め、同表四の項中「全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金」を「全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金（研究開発に係るものに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年九月五日から施行する。